

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)

(内閣府28-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用				担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 森丘 宏				
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。				政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施						
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。				目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 1 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	59.6%	平成23年度	90.0%	平成28年度	-	-	90.0%	-	-	-	-	公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものについては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待される。レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等の割合を向上させることは、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管を促進し、達成すべき目標として設定している行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に資するものと考えられる。このようなことから、測定指標を「当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合」とした。 レコードスケジュールの早期設定の定着をさらに促進するとともに、想定していなかった要因によりファイル数が大幅に増減した場合などであっても高水準の設定割合を維持することを目指し、次期内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の最終年度となる平成28年度に設定割合を90%以上とすることを目標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 公文書管理推進経費(平成24年度)	2の内数	2の内数	2の内数	5の内数	1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。	0001					
(2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	13(11)	47(36)	50	150	-	※行政事業レビューとの連携上記記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。	0002					
施策の予算額・執行額	15(11)	49(36)	52(48)	155	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 後藤一也				
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				政策体系上の 位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。			目標設定の 考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	79.4%	過去3年間 平成25～ 27年度平均	基準値以上 平成28年度	78.5%	77.9%	79.4%						・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・放送媒体の主要メディアであるテレビにおける広報理解度を指標とし、具体的にはビデオリサーチ社発行の「テレビコマージャーナル」における「内容理解度(CM認知者ベース)」の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。
2 重要施策に関する広報理解度(新聞) ※記事下	81.3%	過去3年間 平成25～ 27年度平均	基準値以上 平成28年度	81.5%	77.5%	81.3%						・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・出版媒体の主要メディアである新聞における広報理解度を指標とし、具体的にはJ-MONITOR調査による広報理解度の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。 ※記事下
3 ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	34,070,163	平成27年度	対前年度 600,000 ページ ビュー増 平成28年度	19,801,855	29,781,969	34,670,163						・インターネットメディアの発展等の新たな環境変化に対応した広報を行い、その成果を把握・次期広報に適切に反映させていくため、インターネット媒体における測定指標を設定する。 ・政府広報の基幹媒体(政府広報におけるすべての広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)である、ウェブサイト「政府広報オンライン」における年度間の総ページビュー数を測定指標とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する指 標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 放送諸費 (昭和24年度)	491(656)	505(262)	505 (428)	452	1	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビCMスポット及びラジオ定時番組の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・テレビCMスポット及びラジオ定時番組などの放送媒体は、幅広い年齢層へ訴求が可能であるとともに、視覚、聴覚などの人間の感覚に直接訴えるものであることから、広報内容をわかりやすく伝えることが可能である。この結果、理解度が高く、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。					0003	
(2) 出版諸費 (昭和24年度)	2,122 (1,881)	2,183 (2,801)	2172 (2,418)	2,180	2	・政府の重要施策について、新聞、雑誌等の活字媒体を使い、効果的・効率的な広報を実施する。 ・国民各層が幅広く接触し、情報信頼度の高い新聞や、年齢層・性別・関心度などによりセグメントされたメディアである雑誌などの出版媒体を活用し、それぞれの特性に応じた、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。					0004	
(3) 事業諸費 (昭和24年度)	609(678)	1,730 (1,360)	1741 (1,593)	1,793	3	・政府の重要施策に関する広報を、インターネットやモバイル等のテキストや動画により、効果的・機動的・重点的に実施する。 ・各種メディアを効果的・効率的に使用することで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。					0005	
(4) 政府広報ホームページ事業諸費(平成14年度)	161(148)	114(105)	114 (113)	114	3	・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施するものである。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。					0006	
(5) 東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供(平成24年度)	218(217)	224(224)	198 (197)	—	1.2	・被災地の復興に向けて、生活再建や事業再建等、被災者が必要とする情報を提供するために、政府の復興施策等について被災地を中心に広報を実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。					0013	
(7) 戦略的広報経費(国内) (平成26年度補正)	—	1,020 (1,018)	—	—	1,2,3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。					0007	
(8) 戦略的広報経費(国内) (平成27年度補正)	—	—	1535 (1,535)	—	1,2,3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効果的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。					0007	
施策の予算額・執行額	4,602 (4,589)	5,777 (5,769)	6,265 (6,284)	4,539	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-3(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 金子 正志				
施策の概要	親日感の醸成等を通じて、我が国のグローバルな活動を推進するため、また、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、国際社会において事実関係に関する正しい理解や、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透				目標設定の考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証		政策評価実施予定時期 平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	32年度	-	38.8%	37.5%	-	-	-	45.0%□	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層(注:20~60代の大学卒業以上、世帯年収10万米ドル以上。ただし、行政・広告業・調査業関係者は除く。)の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成27年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(平成32年)までに理解度45%を達成するとした
2 我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	32年度	-	53.3%	50.6%	-	-	-	60.0%□	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、平成32年までに好感度60%を達成するとした
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 重要事項に関する戦略的 国際広報諸費 (平成26年度)	-	1,509 (1,483)	3,603 (3,555)	3,598	1・2	昨年度に引き続き、国際情勢に応じた多様な広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。	0009					
(2) 戦略的広報経費(国際) (平成27年度補正)	-	-	698(697)	-	1・2	一億総活躍社会の実現等を目指し、日本経済再生に不可欠な海外からの投資や海外人材の呼び込みの促進等を図るため、その基盤となる親日感の醸成を図る。また、伊勢志摩サミットの機会を活用した広報活動等を通じて、アベノミクスに対する国際的な信認確保を促す。	0008					
(3) 戦略的広報経費(国際) (平成26年度補正)	-	572(508)	-	-	1・2	アベノミクスに対する国際的な信認を確保するため、総理外遊時のイベントや海外テレビCM、SNS広告等を使用した拡散、効果測定等を行う。	0008					
(4) 戦略的広報経費(国際) (平成25年度補正)	282(264)	-	-	-	1・2	国際社会への日本の発信力を強化するため、官邸を司令塔として、民間の力も活用し、あらゆるツールを用いた広報を実施(平成26年度に繰越し、事業実施。調査等についても平成26年度実施予定)	0008					
施策の予算額・執行額	782(758)	2081 (1,992)	4300 (4,252)	3,598	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済再生に向けた取組:アベノミクスや「経済・財政一体改革」をはじめとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層理解を得るよう、内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。(「経済財政運営と改革の基本方針2015」平27年6月30日閣議決定)						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-4(政策2-施策③))

施策名	世論の調査				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官事務代理 太田 哲生				
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供する。 				目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
各府省の審議会・白書など 1での世論調査結果引用回数 の対調査件数比	1.4 (26件)	27年度	1.0以上 (28年度 調査件数 17件)	28年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。 なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
					1.0以上 (18件)	1.0以上 (19件)	1.0以上 (17件)					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 世論調査等諸費 (昭和22年度)	158 (155)	160 (152)	160 (137)	160	1	<ul style="list-style-type: none"> 世論調査の実施、国政モニター制度の運営 科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。 					0010	
施策の予算額・執行額	158 (155)	160 (152)	160 (137)	160	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説のうち主なもの)	-						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(予算編成基本方針担当)渡邊 輝				
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				目標設定の考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	政策評価実施予定時期	測定指標1について、0件でなかった年度の翌年度の8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 紛争当事者が裁判所に提訴したものうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件	26年度	0件	-	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、委員会による検討中または検討後であっても、同様の政府調達案件について裁判に提訴することが可能である。政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るという政府調達苦情処理体制の目的に鑑みると、裁判と異なる趣旨の判断が下された件数は0件であることが望ましい。このことから当該指標を設定した。
2 HPへのアクセス件数	過去3年間の平均値(28,212件)	24~26年度	27~29年度の平均値が過去3年間の平均値(28,212件)以上	27~29年度	前年度比増(45,378件)	前年度比増(29,354件)	前年度比増(23,402件)	27~29年度の平均値が過去3年間の平均値(28,212件)以上			-	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、アクセス件数が苦情申立ての有無によって大きく変動するので24~26年度の平均値以上とした。
参考指標	年度ごとの実績値											参考指標の選定理由
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 苦情処理件数	1件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	2件	0件	2件	0件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
政府調達苦情処理の推進に必要な経費(平成8年度)	3(-)	3(2)	3(0)	3	1,2	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。 					0011	
施策の予算額・執行額	3(-)	3(2)	3(0)	3	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			-				

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	道州制特区の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	道州制特区担当室 参事官 渡邊 輝				
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	道州制導入に向けた国民的議論の進展に資するよう、関係行政機関と連携しつつフォローアップ調査を行うなど道州制特区の着実な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針	政策評価実施予定時期	測定指標1について、100%でなくなった年の翌年度の8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合	100%	27年度	100%	32年度	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制特別区域計画の計画期間については、平成27年度までであったが、27年度に行った評価を踏まえ、平成32年度まで延長となる予定。 ・達成すべき目標を実現するためには、移譲した事務・事業を特定広域団体が実施することにより、住民の利便性向上等の成果出ていることが望ましいことから、効果を測定する指標として「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」を設定する。 ・移譲した事務・事業すべてにおいて、成果が出ていると評価されることが望ましいことから、目標値については、計画期間の終了年度である32年度において、100%とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等				平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 道州制特区の推進に必要な経費(平成18年度)	1 (0.3)	1 (0.3)	1	1	1	今までに移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行い、同調査等を踏まえ特定広域団体に対する助言等を行う。				0013		
施策の予算額・執行額	1 (0.3)	1 (0.3)	1	1	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	サービス業の生産性向上の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官 河西康之				
施策の概要	サービス産業のうち生産性向上の潜在可能性が大きく、かつ、雇用等の社会的重要度が大きい分野について、生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた優良事例の横展開を図る。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	優良事例を創出し、そのノウハウの横展開を図り、サービス業の生産性改善を図る。				目標設定の考え方・根拠	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 横展開のためのマニュアル・事例集の創出数	—	—	5以上	28年度	—	—	5以上	—	—	—	—	生産性改善には、横展開するノウハウのベースとなるモデル事例の創出が必要。そこから得られるノウハウを横展開するためのマニュアル・事例集の数を測定指標とした。マニュアル・事例集は、生産性向上の潜在可能性が大きく、かつ、雇用等の社会的重要度が大きい分野として、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野を想定しており、分野ごとに異なる編集方法で作成するため、目標値は、合計5以上とした。
2 横展開のためのセミナー等に参加した事業者数	—	—	2,000	28年度	—	—	2,000	—	—	—	—	ノウハウが横展開されるためには、マニュアル・事例集が活用されることが重要。そのため、マニュアル・事例集を横展開するセミナー等に参加した事業者数を測定指標とした。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
1 モデル創出に取り組んだ事業者数	—	—	—	—	—	優良事例を創出するために、モデル的に業務改善・生産性向上に向けたコンサルティングを事業者に対して実施することとしているため参考指標とした。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
サービス業の生産性向上 (1) 推進に必要な経費 (27年度)	—	—	1200 ※補正計上。28年度へ明許繰越	—	1	サービス産業の各分野において、事業者を事業形態・規模等によって類型化し、その代表的な事業者においてモデル的に業務改善・生産性向上に向けたコンサルティングを実施し、そこから得られたノウハウ・知見をマニュアル等にとりまとめる。モデル事例から得られたノウハウをセミナー等を通じて横展開する。	0014					
施策の予算額・執行額	—	—	同上	—	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-9(政策3-施策⑤))

<p>施策名</p>	<p>民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>					<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 村田 有</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、 ・公共施設等の整備等に当たりPPP^{※1}／PFI^{※2}の活用を優先的に検討する仕組みの構築 ・地域の産官学金が集まり具体的案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成の推進など、多様なPPP／PFIの活用を積極的に推進する。 ※1 PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものをいう。PFIはその一類型。 ※2 PFI(Private Finance Initiative)とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。</p>					<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>					
<p>達成すべき目標</p>	<p>多様なPPP／PFIの活用の一層の推進。</p>					<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「コンセプションなど多様なPPP／PFI手法を活用し、コスト抑制を図りつつ、民間の資金やノウハウが活かされる新たなビジネス機会を拡大する。」とされているため。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成29年8月</p>			
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>							<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 アクションプランを踏まえたPPP／PFI事業の事業規模 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】</p>	<p>1.3兆円</p>	<p>基準年度 25年度</p>	<p>21兆円 (25～34年度の合計)</p>	<p>目標年度 34年度</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 -</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度 -</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>32年度 -</p>	<p>PPP／PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)において、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円のPPP／PFI事業の事業規模の達成を目指すこととしている。 経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、PPP／PFI推進アクションプランを踏まえたPPP／PFI事業規模について、21兆円(平成25年度から平成34年度までの10年間)というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP／PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>
<p>2 PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】</p>	<p>-</p>	<p>27年度</p>	<p>100%</p>	<p>28年度</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 -</p>	<p>28年度 100%</p>	<p>29年度 -</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>32年度 -</p>	<p>PPP／PFIの積極的な活用を推進するため、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日PFI推進会議決定)に基づき、平成28年度内に、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築することとしている。 経済・財政再生アクション・プログラムにおいて、PPP／PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数について、平成28年度までに100%というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP／PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>

地域プラットフォームの形成数 3【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑤、⑥】 【APのKPI】	10	27年度	47	30年度	-	-	-	-	47	-	-	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進することとしている。 経済・財政再生アクション・プログラムにおいて、地域プラットフォームの形成数について、平成30年度までに47というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。 【APのKPIは、PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
					-	10						

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 PFI事業件数	394	414	446	489	527	PFI事業件数とは、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の数である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため、PFI事業件数を参考指標とする。
2 PFI事業費	3.8兆円	4.2兆円	4.3兆円	4.5兆円	4.8兆円	PFI事業費とは、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の公共負担額(当初契約金額)を合計した額である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため、PFI事業費を参考指標とする。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度			
民間資金等活用事業調査 (1)等に必要経費 (平成13年度)	96 (82)	98 (65)	140 (122)	169	1~3	<ul style="list-style-type: none"> ・拡充したPFI制度の早期の定着や活用促進を図るため、地方公共団体等からの問い合わせ等に対応するワンストップ窓口として、PFI推進室に専門家を配置する。 ・地方公共団体等にPPP/PFIの実務経験者からなるPPP/PFI専門家を派遣し、PPP/PFIの取組に関する基本的事項について現地においてアドバイスを行い、PPP/PFI事業の促進を図るとともに、複数省庁にまたがる案件、事業の熟度が高くなく当該事業の所管関係の精査が必要な案件、及び公共施設等運営事業や民間提案等に係る案件等についても適切なアドバイスを行う等、地方公共団体等への支援体制をより一層整備することによりPPP/PFI活用の推進を図る。 ・アクションプランや集中強化期間の取組方針を踏まえ、公共施設等運営権方式を活用したPPP/PFI事業等をさらに推進するためのガイドラインの改定等に必要な検討を行う。 ・アクションプランや集中強化期間の取組方針を確実に推進するための新たな事業類型の事業の推進を図るため、具体のPPP/PFI事業の検証を通じて事業類型ごとに現状と問題点を把握し、案件形成に資する事業モデルを提示するために必要な検討を行う。 ・地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実に図るため、地域人材育成を行う官民連携による地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体のスキル・ノウハウを共有するためのネットワークづくり等を支援する。 ・地方公共団体におけるコンセッション事業等で必要となる事業の専門的な検討に対して、法律・会計・税務・金融等の専門家チームを派遣し、課題の解決に向けたアドバイスを提供する。 	0015

施策の予算額・執行額	96 (82)	98 (65)	140 (122)	169	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説のうち主なもの)	第190回国会衆議院内閣委員会における石原大臣所信表明 「公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、多様なPPP/PFIの活用を積極的に推進してまいります。」
------------	------------	------------	--------------	-----	----------------------------------	--

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-10(政策3-施策⑥))

施策名	市民活動の促進				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 岡本 直樹 参事官 笹原 顕雄				
施策の概要	1. 多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信等を行う。 2. 地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPO等の育成や組織基盤強化等のため、必要な知識やスキルについての調査及び支援を実施する。 3. 「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 人材育成や組織基盤強化に取り組み、NPO等による地域課題の解決能力の向上を図る。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。				目標設定の考え方・根拠	1. 特定非営利活動促進法を所管しており、その円滑な運用が重要であるため。 2. NPO等が地域課題の解決のために継続的に活動するためには、人材確保や育成、その他組織基盤強化が必要だが、そうした点に課題を抱える団体が多いため。 3. 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。		政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	398法人	25年度	対前年度比増	28年度	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	制度周知の結果として、認定法人制度による認定(仮認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。
2 内閣府NPOホームページのアクセス数	1,510,532	26年度	対前年度比増	28年度	-	-	対前年度比増	対前年度比増	-	-	-	特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成27年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
3 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数	市民活動の担い手の運営力強化	27年度	(※)	28年度	-	-	5団体/5団体	(※)	-	-	-	「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。 (※)平成28年度施策の進捗目標については、これまで設定した測定指標について精査の上、評価の実施について仕様書への記載等を検討中。 なお、平成26年度は、実施事業のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(企業等との連携)」について、平成27年度は、実施事業のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、それぞれ受講者や参加団体の課題解決能力の定着や向上について測定し、進捗を確認することとしている。(平成27年度事業については、H28.2時点で調査実施中)

4 NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進	NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業の制度創設	28年度	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及びその結果の普及	28年度	-	-	-	-	-	-	-	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、当該事業の実施状況の分析、検証等とともに、検証の成果物の公表、NPO等関係団体への配布等の実施を設定。
					-	-	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度				
市民活動の促進に必要な (1)経費 (10年度)	123 (84)	130 (113)	131 (97)	125	1~4	<p>1. 2. 市民活動の主要な担い手である特定非営利活動法人の活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組み等を引き続き整備する。 【1、認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:1,510,532】</p> <p>3. 共助社会づくりを進めるにあたって大きな役割を担うとされているNPO等が、自立・安定して活動していくために必要となる知識やスキルについての調査及び支援を実施し、人材育成や組織基盤強化等を図る。</p> <p>4. 「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の実施状況の分析、検証等を実施し、結果を普及させる。これにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p>	0016	

施策の予算額・執行額	123 (84)	130 (113)	131 (97)	125	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」(平成27年11月26日 一億総活躍国民会議)(抄) ・公的サービスだけでは対応できない高齢者の見守りなど多様な生活課題を、住民参画の下に広く地域の中で受け止める共助の取組を進めることが期待される ・高齢者が安心して働き続けられる環境を整備するため、高齢者が働きやすい環境をつくる企業、NPOや起業を支援する
------------	-------------	--------------	-------------	-----	-----------------------------------	--

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	「絆力(きずなりよく)」を活かした被災者支援の推進				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 笹原 顕雄				
施策の概要	被災地等において、復興・被災者支援を図っていくため、特定非営利活動法人等(以下、「NPO法人等」という。)が、被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO法人等の絆力を強化するための取組を支援。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	NPO等による行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施。				目標設定の考え方・根拠	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の施策内容を踏まえて目標を設定。	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 本施策により実施したNPO法人等が主体となった復興・被災者支援に参画した団体数	-	28年度 100団体	-	-	100団体	-	-	-	-	-	・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO法人等の広がり測定することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・27年度まで実施した「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実績や被災3県(岩手県、宮城県、福島県)への事前の聞き取りを参考に、目標値を設定。	
2 本施策の受益者へのアンケートにおいて、本施策で支援した取組について有益であった旨の評価した受益者の割合	-	28年度 70%	-	-	70%	-	-	-	-	-	・当該事業において支援したNPO法人等による復興・被災者支援の取組についての効果を、受益者の観点から評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県への事前の聞き取りを参考に、目標値を設定。	
参考指標	年度ごとの実績値									参考指標の選定理由		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 本施策により実施したNPO法人等が主体となった復興・被災者支援の取組件数	-	-	-	-	-						・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO法人等の活動状況を測定することができるため。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業(平成28年度)	-	-	-	203		1, 2	・NPO法人等が絆力を活かして行う復興・被災者支援を行う取組を対象に、被災3県での第3者委員会での審査を踏まえて県が採択した取組について、支援を実施。当該事業によって、現場において必要かつ優先度の高い取組が順次実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。 ・被災3県が、復興・被災者支援を行うNPO法人等が支援者や他団体と結びつくためのマッチング・交流等を実施。当該事業によって、復興・被災者支援を行うNPO法人等の絆力の強化を図ることを促進することにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。	新28-0001				
施策の予算額・執行額	-	-	-	203	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～(平成28年6月2日閣議決定) 「多様化しつつある地域・個人からのニーズにきめ細かく対応しつつ、引き続き、切れ目のない被災者支援を行う」						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-12(政策3-施策⑧))

<p>施策名</p>	<p>内外の経済動向の分析</p>	<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 茨木 秀行 参事官(地域担当) 堤 雅彦 参事官(海外担当) 横山 直</p>
<p>施策の概要</p>	<p>内外の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済・財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。 ・「景気ウォッチャー調査」…毎月1回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表。 ・「地域経済動向」…四半期に1回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、公表。 ・「地域の経済」…毎年1回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表。 ・「世界経済の潮流」…毎年2回、海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、公表。</p>	<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。 また、「年次経済財政報告」、「日本経済」、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」を作成し公表する。 以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国内外への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>月次で景気動向を把握していく(「月例経済報告」、「景気ウォッチャー調査」とともに、経済の構造面にまで踏み込んだ総合的な分析等を実施(「年次経済財政報告」、「日本経済」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度				
										26年度	27年度	28年度	
1 報道の状況	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	平成26年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成28年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。	
					毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	-	-	-	-			
	月平均5紙	平成26年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成28年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	-	-	-	-		地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
					月平均5紙	月平均5紙	-	-	-	-			
	半年平均4紙	平成26年度	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	平成28年度	-	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	-	-	-	-		我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
					半年平均4紙	半年平均3紙	-	-	-	-			

2	ホームページのアクセス件数	312,464	平成26年度	対前年度並以上	平成28年度	—	対前年度並以上	対前年度並以上	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
						312,464	280,976		-	-	-	-	
3	部局ホームページの満足度 ※ヒアリング調査	4.2/5	平成26年度	平均満足度が平成28年4月時点調査の満足度以上	平成28年度	—	4.2/5以上	4.2/5以上	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が分かりやすく周知されているかを測る指標として設定。
						4.2/5	4.2/5		-	-	-	-	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 月例経済報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	357,448	192,392	178,369	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 年次経済財政報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	30,309	30,031	24,470	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 日本経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	4,079	2,296	2,436	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 景気ウォッチャー調査の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	52,985	63,502	56,378	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5 地域経済動向の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	11,485	11,999	10,322	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
6 地域の経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	1,513	1,201	-	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。 (27年度は公表日が3/29と年度末となったため、観測不可)
7 世界経済の潮流の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	14,509	11,043	9,001	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1) 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	47 (43)	48 (48)	86 (64)	76	1,456.11	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	0017	
(2) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の調査等に 必要な経費 (平成12年度)	122 (114)	126 (119)	141 (132)	147	2,78.9	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。	0018	
(3) 海外の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	34 (32)	35 (33)	36 (33)	43	1.3.10	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。	0019	
施策の予算額・執行額	203 (189)	209 (200)	264 (229)	266	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	「環境未来都市」構想の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高島 昌明				
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域（「環境未来都市」）において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。				目標設定の考え方・根拠	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめ（「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定）被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」		政策評価実施予定時期 平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度に対する達成割合（被災地以外の5都市）	33%	24年度	90%	28年度	50%	70%	90%	-	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画（平成24年度から5年間で）について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
2 各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度に対する達成割合（被災地の6都市）	19%	24年度	90%	28年度	40%	65%	90%	-	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画（平成24年度から5年間で）について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度							
1 「環境未来都市」構想推進国際フォーラム参加人数	613	296	350	248	320	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめに基づき、国際的な知のプラットフォーム形成に向け、毎年国際フォーラムを開催している。本国際フォーラムにおいては、各環境未来都市・環境モデル都市の取組を紹介するとともに、海外都市に精通した有識者から、海外の先進事例等を講演いただくことで、相互の取組の更なる深化につながることを期待している。本フォーラムへの参加が各都市での取組進捗に影響を与えるものと考え、本指標を選定した。						
達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）（百万円）			当初予算額（百万円）	関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号					
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 環境未来都市の推進に必要な経費（平成23年度）	705 (655)	79 (53)	77	72	1,2	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。	0020					
(2) 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業の支援（平成25年度）	215 (18) ※うち67を26年度に繰越し	- (66)	-	-	2	東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創出し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。	-					
施策の予算額・執行額	920 (674)	79 (119)	77	72	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日） 都市と暮らしの発展プラン（平成20年1月第3回地域活性化統合本部会合了承） 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 鹿野 正人				
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができる」とされているため。			政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 都市再生安全確保計画の作成エリア数(計画の作成を終える累計エリア数)	10エリア	26年度	18エリア	30年度	10	-	-	-	18			・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数に基づき、「国土強靱化アクションプラン2014」における目標年限を設けており、政策評価の目標値も同様に設定。
					11							
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度			
1 本施策に基づく内閣府の補助事業の対象エリア数	—		10		6		3		4		測定指標1(計画の作成エリア数(累計))の実績見通しを測る上で、直接の達成手段(経費補助)を講じ作成に着手したエリア数が参考となるため。	
2 都市緊急整備協議会会議等を設置する累積エリア数	4		8		11		16		21		測定指標1(計画の作成エリア数(累積))の達成のため、官民の合意形成の場である計画策定主体の設置が必須であるため。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 策定の促進に必要な経費(平成24年度)	100(37)	91	45	38	1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。					0021	
施策の予算額・執行額	100(37)	91	45	38	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府28-15(政策4-施策③))

施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 村上敬亮			
施策の概要	今後、各自治体においては、地方版総合戦略の策定から実行にステージが移っていく。その際には、地域企業の成長を実現するプロフェッショナル人材や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材の発掘・育成していく。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	地方への人材還流における民間マーケットが発展を目指し、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等を通じて、地域全体の活性化を実現する。また、地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく。				目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)		政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 プロフェッショナル人材事業戦略拠点等の相談件数	0件	26年度	5万件(累計)	31年度	0件	3千件	9千件	12千件	13千件	13千件	<ul style="list-style-type: none"> 人材の地方還流を推進するため、人材戦略拠点等の相談件数を測定指標とする。 平成27年度に各道府県に設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」の本格稼働は28年度以降であるため、軌道に乗るまでの間は緩やかな件数の積み上がりを見込んでいる。 なお、当該指標については、足元の相談実績、成約実績、地方への還流量を踏まえつつ、必要に応じ、見直していくものとする。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
2 地方創生カレッジ事業の受講者数	受講者1万人		30～31年度		地方創生に真に必要な実践的なカリキュラム(eラーニング)を構築し、幅広く提供することを通じて、全国各地に地方創生を担う人材の輩出を図る。						
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3 地方自治体等からの相談件数	相談件数100件		28年度		地方創生リーダー候補者に事業可能性調査を行わせる各自治体等の取組に対し、その調査内容・依頼先等に関する相談対応等を通じて、各自治体等の計画する地方創生に資する事業が、効果的な成果が得られるものとなるよう、支援していく。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成28年 行政事業レビュー 事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度							
(1) プロフェッショナル人材事業(26年度、27年度)	0	1,511 ※27年度へ 明許繰越	257 ※28年度へ 明許繰越	0	1	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏の大企業向けに人材を通じた地方企業との関係構築等について、プロフェッショナル人材向けに地方でのキャリア形成等について、セミナーや個別相談などを実施。 各道府県ごとに設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」(窓口機能)をサポート。 各拠点は、地域企業に対して、成長可能性への気づきを喚起するとともに、それを実践するプロフェッショナル人材の活用を促し、人材採用のサポートを実施。 本事業の概要、各地域の拠点情報、シンポジウム等のイベント情報等を効率的に収集できるポータルサイトを整備。 	0022				
(2) 地方創生カレッジの構築(27年度)	0	0	1,027 ※28年度へ 明許繰越	0	2	地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、ポータルサイトの構築、eラーニングやカリキュラムの開発等	0022				
(3) 地方創生FS調査等に関する相談対応等の支援(27年度)	0	0	102 ※28年度へ 明許繰越	0	3	地方創生リーダー候補者に事業可能性調査を行わせる各自治体等の取組に対し、その調査内容・依頼先等に関する相談対応等を支援	0022				
施策の予算額・執行額	0	1,511	1,386	0	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)					

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	地方創生推進に関する知的基盤の整備				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	企画官 早田 豪				
施策の概要	地方公共団体による「地域経済分析システム(RESAS)」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局及び地方運輸局に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	地方創生の推進に向けたRESASの普及促進				目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
RESASについての行政職員1人や住民を対象とした説明会等の実施件数	-	-	100回	28年度			100回					まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度	27年度	28年度								
地方版総合戦略の推進に(1)必要な経費(27年度)	-	-	92	114	1	地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局等に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。					0024	
施策の予算額・執行額	-	-	92	114	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、『日本再興戦略』改訂2015、経済財政運営と改革の基本方針2015、世界最先端IT国家創造宣言						

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

##

施策名	国家戦略特区の推進				担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 塩見 英之				
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	国家戦略特別区域法 第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)		政策評価実施予定時期 平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 規制改革メニュー数の累計 <small>(注)規制改革メニューには、国家戦略特区としての提案を構造改革特区のメニューとして措置したもの、全国措置されたものを含む。</small>	28	平成26年度	120	平成32年度	(*)	(*)	75	90	100	110	120	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に創設した規制改革メニュー数は、平成26年度で28項目、平成27年度で30項目に上る。新たなステージとなる平成28年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約30項目)と比べ、2分の1の約15項目(平成28年度、平成29年度)、3分の1の約10項目(平成30年度～平成32年度)の創設を目指す。 (*)今年度新規に追加した指標であるため、メニュー数の目標を設定していない。
2 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	50	平成26年度	290	平成32年度	(*)	100	185	225	250	270	290	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に認定された区域計画の新規事業数は、平成26年度で50件、平成27年度で85件に上る。新たなステージとなる平成28年度以降は、1年あたり、各年度及び直近2か年度に創設された規制改革メニュー数【指標1参照】を勘案し、85件(平成28年度)、40件(平成29年度)、25件(平成30年度)、20件(平成31年度、平成32年度)の新規事業数の増加を目指す。 (*)平成26年度が始まる時点で、具体的な区域及び区域計画が定まっていなかったため、目標等を設定していない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成理由	平成28年 行政事業レビュー 事業番号				
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)	-	-	-	-	-	1,2	国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0025				
(2) 税制上の支援措置 (平成26年度)	-	-	-	-	-	1	設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例、所得控除制度、エンジェル税制等の税制上の支援措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0025				
(3) 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度)	-	178 (7)	271	275	-	1	国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図ることで、目標達成を目指す。	0025				
施策の予算額・執行額	-	178 (7)	271	275	-	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 第一Ⅲ. 更なる成長の実現に向けた今後の対応 第二 一. 5. 5-1. (3)ii 残された集中取組期間における国家戦略特区の加速的推進 第187回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成26年9月29日) 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)					